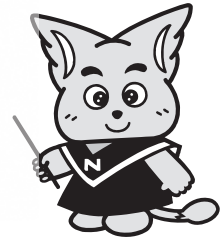


国民年金だより

新成人のみなさん おめでとうございます!! 20歳から国民年金



日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、役場の国民年金担当係または年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「**学生納付特例**」や「**納付猶予**」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、役場または年金事務所での国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

■ 国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

死亡した方に生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受けられます。

| 被保険者の種類 | 第1号被保険者 | 第3号被保険者 | 第2号被保険者 |
|---------|---|--|--|
| 対象者 | 20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 | 会社員、公務員など |
| 保険料 | 国民年金保険料 【定額】16,340円 (平成30年度) | 被保険者本人は保険料負担を要しない。 配偶者の加入している年金の保険者が負担。 | 厚生年金保険料率 18.300% (平成29年9月分～) 労使折半で保険料負担 |
| 国庫負担 | 平成30年度における基礎年金の国庫負担割合については1/2となります。 (平成21年3月分までは1/3) | | |

■ 年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先】 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511 (音声案内①→②)